

1 募集方法（主な変更点）

（1）「補充募集」の休止

（前回）審査の結果、営業候補者が決定しなかった区画については、引き続き募集を行う（前回から導入するも実績なし）

（今回）補充募集は実施せず、従来の「補欠候補者制度」で対応

※補欠候補者制度：屋台営業候補者の選定に合わせ、若干名の補欠候補者を決定。辞退等により屋台営業が開始されない場合に、当該区画の屋台営業候補者とする。

（2）「グループ募集」の休止

（前回）長浜地区の連続する募集区画において、2～4名を1組としたグループでの応募を可能とする（前回から導入）

（今回）グループ募集を実施しない

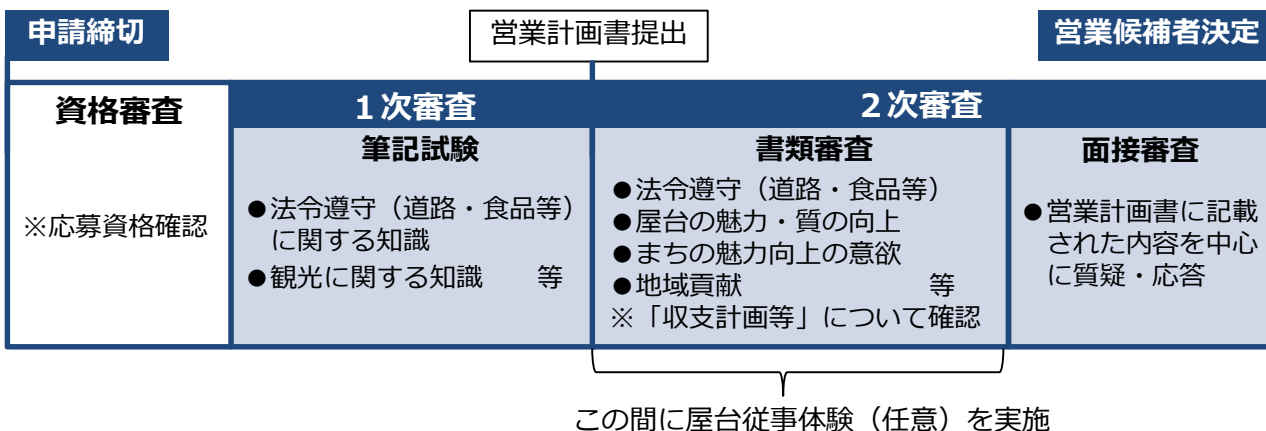
【休止の理由】

（1）、（2）ともに、長浜地区を想定した取り組みであったため

前回（第4回）公募にて、長浜地区の全区画が埋まり（当時）、今回は1区画のみの募集となるため、実施しない。

2 審査方法

（1）審査のイメージ



（2）1次審査（筆記試験）

審査項目	配点(点)
関係法令遵守に向けた取り組み ・安全快適な公共空間の確保（占用関係） ・良好な公衆衛生の確保（食品衛生関係） ・その他の遵守事項（便所、料金明示、保管場所、ゴミ処理等） ・危機管理	80
屋台の魅力、質の向上のための創意工夫 ・福岡の観光に関する知識	20
合計	100

○1次審査（筆記試験）の合否ボーダーラインの設定

（前回から変更なし）

原則：応募者の平均点の8割以上、かつ募集区画総数の1.5倍まで

例外：原則に当てはめると不合格者が非常に多くなるなど、大きな偏りが発生する場合は、正副委員長の協議により、募集区画総数の1.5倍を超えて合格者数を調整できる

（3）2次審査（書類審査・面接審査）

○今回より、2次審査配点の見直し ※審査項目は別紙「資料4」参照

（前回）書類（営業計画書）審査 100点、面接審査 50点

（今回）書類（営業計画書）審査 100点、面接審査 100点

営業ルール（法令遵守）に加え、営業意欲をより評価

これまで通り、1次審査（筆記試験）、2次審査（書類）で営業ルール（法令遵守）の知識や意識を審査。その上で、営業候補者自身の能力や意欲を評価に反映させるため、面接審査の比率を書類審査と揃える。

（4）「審査部会」の設置

○2次審査（書類審査・面接審査）を行うため、「審査部会」を置く

○「審査部会」は、委員長の指名する委員をもって組織